実在する公的機関や企業名をかたり、家族構成や資産状況などを聞き出そうとする不審な電話に関する相談が、全国の消費生活センターに寄せられています。

高齢者は日中、一人で自宅にいることが多いため、電話による勧誘販売や、訪問販売の被害に遭いやすいといった傾向があります。さらに、被害に遭っても周囲に気づかれにくく、深刻な状況になることもあります。

こうした消費者トラブルを食い止めるには、詐欺や悪質業者を寄せ付けないよう、 家族や地域ぐるみで協力して見守ることが重要になっています。

そこで、県消費生活センターでは、センターと地域をつなぐボランティア「消費生活サポーター」を募集しています。満 18 歳以上で、県内で活動できる個人・団体であれば誰でも応募できます。必要な資格や経験はありません。

サポーターには「見守り・声がけ」などできる範囲での活動をお願いしており、毎月、タイムリーなトラブル事例を掲載している「消費生活センターニュース」や「注意喚起情報」、高齢者や子どもを対象にした見守り情報紙を送付しています。

まずは、消費生活に関する知識を身につけることから始めてみませんか。申し込み・問い合わせは県消費生活センター(023-630-3237)までお気軽にお電話ください。

また、もし、消費者トラブルに気づいたら、消費者ホットライン「188」(局番なしの3桁)番へお電話を。専門の知識を持った相談員が助言をしたり、場合によっては、事業者との間に入って調整を行ったりします。商品やサービスの契約に関するトラブルや困りごと、心配なことがありましたら、すぐに相談するようにしましょう。